

「令和5年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

| | 意見概要 | 御意見に対する考え |
|---|---|--|
| 1 | <p>・意見内容 関税15%、円安傾向との事で入荷コストの上昇にて、干スルメ枠の消化は滞る場面はあるものの、国内イカ製造業者は、ここ数年の国産原料の不振や入荷コスト上昇による製品の値上げによる消費動向の鈍化などで疲弊しています。さらなる本年度の国産スルメイカ、アカイカの不漁(価格高騰)も 重なり、代替原料としての海外産のイカ原料への要望は高くなるものと見通しを立てています。</p> <p>・理由 国内のスルメイカ漁の不漁が続き、2022年度も前年(ワースト24,580トン)同等以下の低水準の漁獲漁と見通されています。これに伴い、今後 国内の加工業者の減少が見通される事と付加価値加工品への要望が高まるものと見えています。</p> | <p>御意見ありがとうございます。引き続き、水産庁と連携し、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう輸入割当限度数量を設定していくよう努めて参ります。</p> |
| 2 | <p>全体的な意見となるのであるが、法人である事業者については、書類のどこかにおいて、その法人番号についての記載を行わせるようにされたい。(法人番号の記載があれば、行政(経済産業省以外も含む)においての能率も、また公正性も向上すると思われるので。特に公正性の確保は、国際的観点から見ても、日本政府として行うべきものであるため、法人番号は国際社会における責任のためにも記載を行わせるべきと考える。)</p> | <p>御意見ありがとうございます。 今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p> |
| 3 | <p>弊社は、国産・海外産併せて年間で約1000tの干しするめを使用しており、自社にて定期的に輸入して加工しておりますが、商品供給の為に今まで以上に海外干しするめが必要となってきております。国内スルメイカ水揚げ量は2011年の20万tから右肩下がりとなり、2022年は2.2万tと過去最低の水揚げ数量となっております。2023年についても水揚げが回復しておらず大変苦しい状況になっております。 干しするめの商割A2は、今まではシーズン後半まで残っている事が多かったですが、ここ数年は早期に規定数量に達しております。国内スルメイカ大不漁により、国産干しするめの供給量が少なくなっており、海外干しするめの需要は高まっていると思われま</p> | <p>御意見ありがとうございます。引き続き、水産庁と連携し、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況に見合うよう輸入割当限度数量を設定していくよう努めて参ります。</p> |